

かけはし別冊
障害年金講座②

<20歳前障害基礎年金>

令和5年9月



日本年金機構
Japan Pension Service

障害年金講座 <20歳前の障害基礎年金>

1. 20歳前傷病に係る障害基礎年金における 初診日証明手続きの簡素化	3
2. 20歳前傷病に係る病歴・就労状況等申立書 記載の簡素化	5
3. 20歳前障害基礎年金の所得審査	
(1) 所得審査に基づく支給額の変更	12
(2) 所得による制限	12
(3) その他の制限	13
4. 20歳前に初診日があり、初診時の医療機関の証明を 得ることが難しい場合について	
(1) 概要	15
(2) 対応方法	15

※この「かけはし別冊」は、実際に掲載された時期から改定のあった事項は見直しを行い、掲載しております。

1. 20歳前傷病に係る障害基礎年金における 初診日証明手続きの簡素化

「かけはし」第66号より

障害年金の請求には初診日の証明が必要ですが、平成31年2月より、20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求については、2番目以降の医療機関の受診日から20歳前の受診が確認できて、かつ、その受診日以前に厚生年金の期間がない場合は、初診日証明手続きの簡素化が可能となりました。

簡素化できるパターン

(1) 2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合

⇒ 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6か月前であること



たとえば、どのような事例が該当するでしょうか？

具体的な事例として2つの図を用意しました。

添付書類のご案内に誤りが生じないように、ここでしっかり理解を深めましょう！

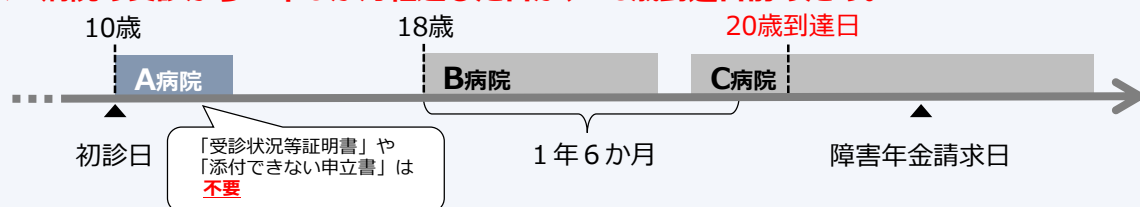


<具体的な事例>

①

B病院の「受診状況等証明書」で18歳から受診していることが確認できる場合、A病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。

※ B病院の受診から1年6か月経過した日が、20歳到達日のため。



②

C病院の「受診状況等証明書」が添付されており、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院およびB病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。



(2) 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6か月～20歳到達日以前にあって、20歳に到達する前に病気やケガが治った（症状が固定した）場合

⇒ 治った（症状が固定した）場合は、症状が固定した日が障害認定日になるので、2番目以降の受診日が18歳6か月以降であってもかまいません。

重要
POINT!

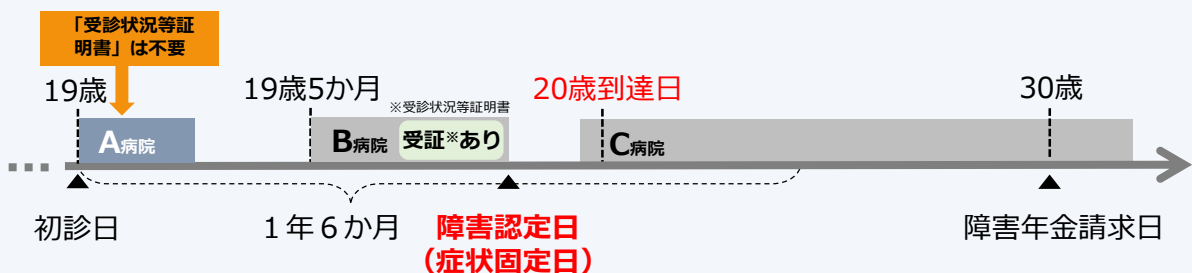
傷病が治った状態の事例

かけはし別冊 障害年金講座 <基本事項>13ページを参照してください。



<具体的な事例>

B病院の「受診状況等証明書」が添付されている場合、A病院の「受診状況等証明書」の添付は不要です。



2. 20歳前傷病に係る病歴・就労状況等申立書 記載の簡素化

「かけはし」第66号・第68号より

令和2年10月1日から、20歳前に初診日がある方のうち、次の①又は②に該当する場合は、病歴・就労状況等申立書の記載を簡素化できることになりました。

① 生来性の知的障害の場合

解説
①

出生時から現在までの状況について、特に大きな変更があった場合を中心に1つの欄にまとめて記載できる。

生来性の知的障害の場合は、同じ症状が長く継続することが見込まれるため、特に大きな変更があった場合は、その内容を中心に記載することで、数年毎に区切って記載することを簡素化できるようになりました。

▶記載例①（9ページ）

② 初診日証明手続きの簡素化を行った場合（3ページ、4ページ参照）

解説
②

発病から当該医療機関の受診日までの状況を、1つの欄にまとめて記載できる。

初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、初診日が20歳前にあることが明らかであるため、病歴・就労状況等申立書にまとめて記載することができるようになりました。

▶記載例②、③（10ページ、11ページ）

参考に「周知用のチラシ」についてご紹介します。

【表】

初診日の確認

- 初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。
- 初診時の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と確認することができます。

初診時の医療機関による証明がない場合の取扱い

第三者が証明できる場合

隣人、友人、民生委員などの第三者が見たり聞いたりした初診日の頃の受診状況を証明できる場合は、この第三者証明書類と本人申立ての初診日についての参考資料により、本人の申し立てた初診日を確認します。

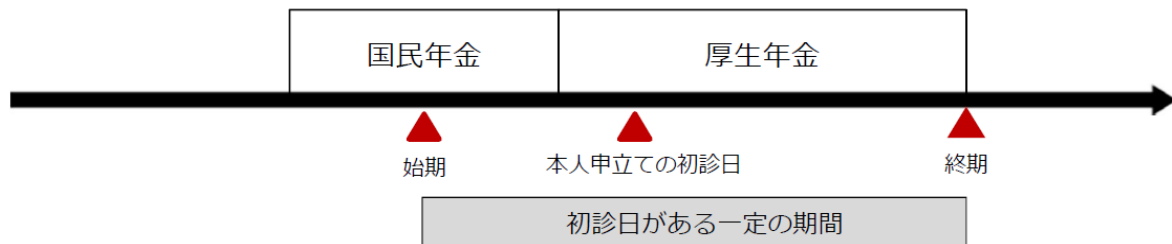
第三者証明書類 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

※原則として、複数の第三者による証明が必要

初診日が一定の期間内にあると確認できる場合

参考資料により初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、この期間について継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、一定の期間の始期と終期を示す参考資料及び本人申立ての初診日についての参考資料により、審査の上、本人の申し立てた初診日を確認します。

(具体例) 一定の期間内に、異なる年金制度に加入している場合(例：国民年金と厚生年金)



一定の期間の始期と終期を示す参考資料 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

○本人申立ての初診日についての参考資料の例

身体障害者手帳等の申請時の診断書、生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書、交通事故証明書、インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー、健康保険の給付記録

○一定の期間の始期に関する参考資料の例

就職時に提出した診断書、人間ドックの結果(発病していないことが確認できる資料)、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

○一定の期間の終期に関する参考資料の例

2番目以降に受診した医療機関による証明、障害者手帳の交付時期に関する資料

【裏】

20歳前に初診日がある方へ

初診日を証明する手続きを簡素化できます

次の（１）及び（２）を満たしている場合には、初診日を具体的に特定しなくとも、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（１） 2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合 ※以下の①又は②が該当します。

① 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合

障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。

② 2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）

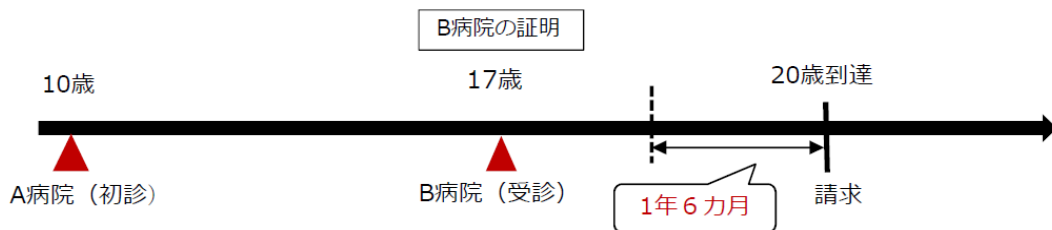
症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

（２） その受診日前に厚生年金の加入期間がない場合

（具体例）

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。

（B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合）



「病歴・就労状況等申立書」の記入も簡素化できます（令和2年10月～）

20歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に該当する場合は、「病歴・就労状況等申立書」の病歴状況の記入を簡素化できます。

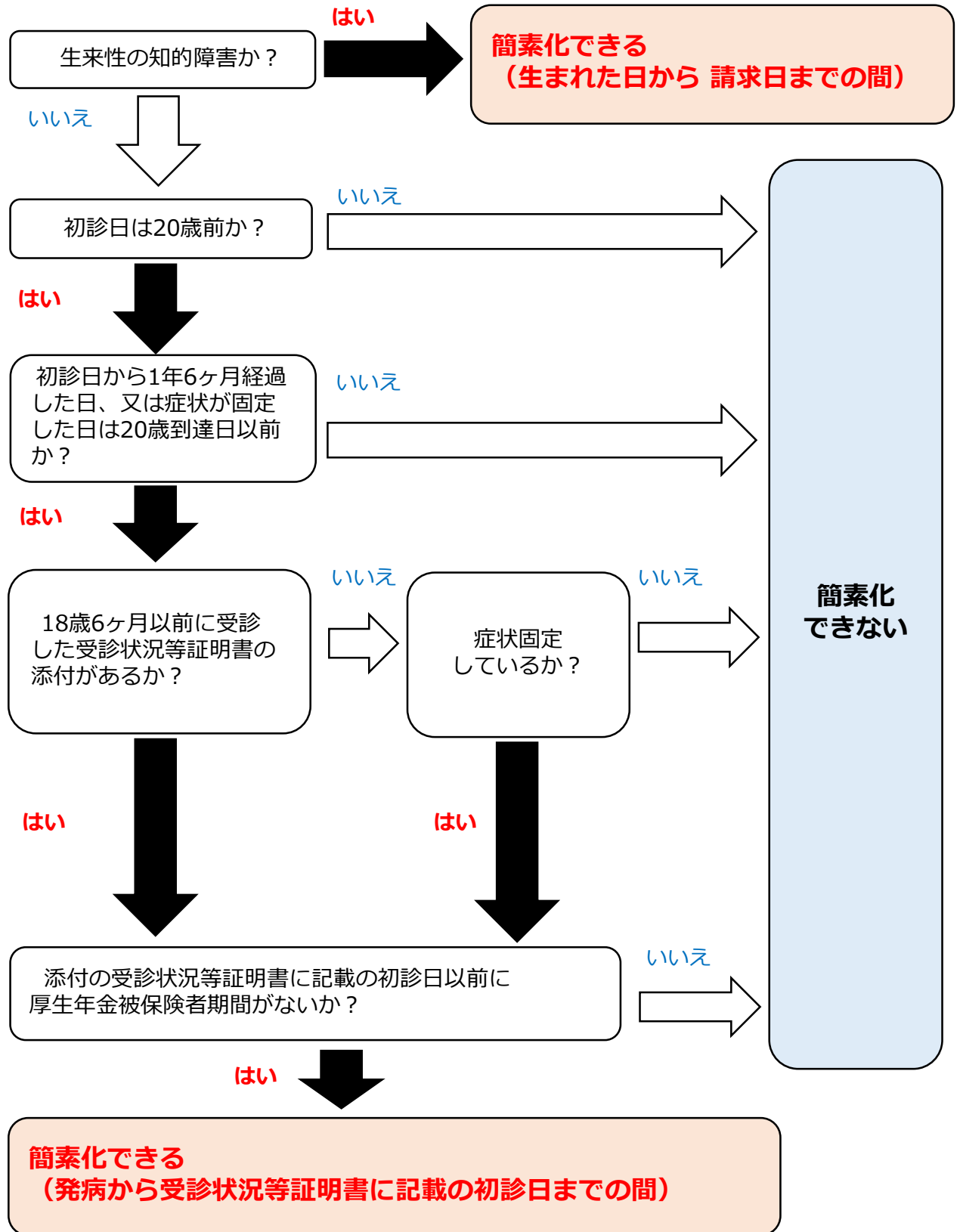
① 生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入することが可能です。

② 上記の初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、発病から証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日までの経過を一括してまとめて記入することが可能です。

※ なお、証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日以降の経過は、通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記載を行うことが必要です。

【フロー】病歴・就労状況等申立書の記載が簡素化できるか

スタート



病歴・就労状況等申立書の記載例①

【記載例①の請求者情報】

生年月日	H 2.11.6	初診日	生まれた日
20歳到達日	H22.11.5	請求日	R 3. 1.31 (30歳)

実際の記載例

病歴・就労状況等申立書

No. — 枚中

(請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。)

病歴状況	傷病名	知的障害
発病日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 2 年 11 月 6 日	初診日 <input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 2 年 11 月 6 日
<p>記入する前にお読みください。</p> <p>○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発病したときから現在までの経過を年月順に期間をあけずに記入してください。</p> <p>○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。</p> <p>○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。</p> <p>○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。</p> <p>○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。</p>		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 2 年 11 月 6 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 1 月 31 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 A病院	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期は発語がほとんどなかった。 ・小学校は両親の希望で普通学級。成績は「1」か「2」だった。 ・中学校は支援学級。高校は特別支援学校に進学した。 ・高校卒業後は、造園会社に就職したが1年後に会社が倒産したため無職となった。 ・その後はスーパーの品出しのアルバイトについてが人間関係のトラブルで2ヶ月で辞めた。 ・アルバイトを辞めた後は、家にいて何もしていなかった。 ・障害年金の診断書作成のため令和2年10月8日にA病院を受診した。
2	<input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名	左の期間の状況
3	<input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名	左の期間の状況

解説

生来性の知的障害の場合、初診日は「生まれた日」と考えて記載してください。

記載例①は、生来性の知的障害であるため、大きな変化が生じた事柄を中心に、生まれてから現在までの経過をまとめて記載することができます。（赤枠部分）

病歴・就労状況等申立書の記載例②（生来性）

【記載例②の請求者情報】

生年月日	H 9.6.29	初診日	H16.7.24（7歳）
20歳到達日	H29.6.28	請求日	R 3.1.27（23歳）

A医療センター：受証添付なし
 B病院：受証添付なし
 C市民病院：受証添付あり

↓
 赤枠が簡素化した部分

実際の記載例

病歴・就労状況等申立書

No. — 枚中

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名	アスペルガー症候群	
発病日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 9 年 6 月 29 日	初診日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 16 年 7 月 24 日

記入する前にお読みください

1	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 9 年 6 月 29 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 7 月 4 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 A医療センター B病院	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の先生からいつも1人遊びをされていると言われていた。こだわりが強く、洋服もいつも同じものを着たがった。 平成16年7月24日、小学1年生の時、担任の先生の勧めで市のA医療センターに行き、発達障害と診断された。 中学生の時、相変わらずこだわりが強かったのでB病院を一度だけ受診した。 高校3年の4月、他の生徒ともめ、自分の部屋に引きこもり出てこなくなった。
2	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 7 月 5 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 10 月 26 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 C市民病院 精神科	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> 家族が心配して、母と一緒に平成27年7月5日にC市民病院 精神科を受診した。 C市民病院 精神科でアスペルガー症候群と診断された。受診は7月5日～10月26日まで、月1回の受診。 高校は3年の2学期から行くようになった。
3	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 10 月 27 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 30 年 8 月 15 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input checked="" type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> 高校卒業後は進学しなかった。米屋でアルバイトしたが注文の電話を取った時にパニックになり1週間で辞めた。 退職後はまた自分の部屋に引きこもり、家族との会話もしなくなった。
4	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 30 年 8 月 15 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 1 月 27 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 Dメンタルクリニック	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> 本人を説得し平成30年8月15日にDメンタルクリニックを受診した。月2回通院している。 令和1年10月に福祉手帳の交付を受けた。 令和2年12月から障害者雇用で清掃会社に勤めている。

解説	生来性の障害と診断されたのが小学1年生の時であるため、その日が初診日と考えて記載してください。
	記載例②の場合、C市民病院の受診日が18歳6カ月より前で、かつ受診状況等証明書の添付があるため、C市民病院より前の生まれてからの経過をまとめて記載することができます。（赤枠部分）

病歴・就労状況等申立書の記載例③（生来性以外）

【記載例③の請求者情報】

生年月日	H10.5.13	初診日	H24. 9.18（14歳）
20歳到達日	H30.5.12	請求日	R 3. 1.27（22歳）

Aメンタルクリニック: 受証添付なし
 B診療所 : 受証添付なし
 C病院 : 受証添付あり

↓
 赤枠が簡素化した部分

実際の記載例

病歴・就労状況等申立書

No. — 枚中

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名	うつ病	
発病日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 24 年 4 月 頃 日	初診日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 24 年 9 月 18 日

記入する前にお読みください

経過年順に期間をあけずに記入してください

同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関ごとの期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。

1	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 24 年 4 月 頃 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 25 年 6 月 29 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 Aメンタルクリニック B診療所	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学2年生になった時、新しいクラスになじめず、不登校になった。 ・ 病院に受診させようとしたが嫌がり、やっと平成24年9月18日に自宅から離れたAメンタルクリニックを受診した。うつ病と診断された。 ・ 通院が大変になり平成25年5月20日、B診療所（精神科）を紹介され転院した。 ・ B診療所の先生と合わず2回で受診をやめた。
2	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 25 年 6 月 30 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 29 年 5 月 15 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 C病院	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年6月30日、ネットで探したC病院に受診した。 ・ 月2回、通院している。 ・ 中学は保健室登校して、なんとか卒業した。 ・ 病気があっても受け入れてくれる高校があり入学した。休みがちだったが、夏休みと冬休みに登校して卒業した。 ・ 高校卒業後は就職しないで家にいた。
3	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 29 年 5 月 16 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 2 年 7 月 10 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input checked="" type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調子が良くなり、受診を自己中断した。 ・ パン屋でアルバイトをした。 ・ 令和1年3月頃から、気分が落ち込み出勤できなくなりアルバイトを辞めた。
4	<input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 2 年 7 月 11 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 1 月 27 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 D病院	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活のために働こうと思ったが、身体が動かずD病院を受診した。月2回、通院している。 ・ 令和2年10月に福祉手帳の交付を受けた。 ・ 令和2年11月から障害者雇用で清掃会社に勤めている。

解説

「初診日証明手続きの簡素化」を行った場合は、C病院より前の経過をまとめて記載することができます

記載例③の場合、C病院の受診日が18歳6カ月より前で、かつ受診状況等証明書の添付があるため、C病院より前の発病からの経過をまとめて記載することができます。

（赤枠部分）

3. 20歳前障害基礎年金の所得審査

「かけはし」第78号より

(1) 所得審査に基づく支給額の変更

20歳前に初診日がある病気やケガで障害が残った場合、20歳になった時^{※1}に障害等級の1級または2級の障害状態にあれば障害基礎年金が支給されますが、20歳前障害基礎年金には本人の所得制限があります。

前年所得を確認して所得制限に該当する場合は、**12月の年金支給日（12月15日）**から支給額が変更されます。また、前年所得に基づく支給対象期間は、令和3年度から「10月分～翌年9月分^{※2}」に変わりました。

※1：障害認定日が20歳以後の場合は、「障害認定日」時点の障害状態で審査します。

※2：令和2年度の前年所得に基づく支給対象期間は「8月分～翌年9月分」です。

令和元年度以前の前年所得に基づく支給対象期間は「8月分～翌年7月分」です。

(2) 所得による制限

- ① 20歳前障害基礎年金は、年金受給者本人の前年度所得が政令で定められた金額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月分までの間、全額または半額の年金が支給停止されます。

(参考) 政令で定められた金額（令和5年度（令和4年分の所得））

前年度所得	支給停止
3,704,000円を超える場合	年金の2分の1停止
4,721,000円を超える場合	年金の全額停止

ただし、上記の金額は扶養親族がいない方の金額です。

扶養親族がいる方の支給停止になる前年度所得額は、扶養親族の人数により異なります。

(参考) 扶養親族がいる方の前年度所得額

扶養親族の人数		1人	2人	3人
所得制限 限度額	2分の1停止	4,084千円	4,464千円	4,844千円
	全額停止	5,101千円	5,481千円	5,861千円

※ 所得税法に定める老人扶養親族等、特定扶養親族等がいるときは、その人数に応じて所得制限限度額に加算されます。

② 所得審査の結果

所得審査の結果については、12月の年金支給日（12月15日）までに「国民年金障害基礎年金所得審査結果一覧」を市区町村宛てに送付（年金事務所を經由）しますので、ご確認ください。

(3) その他の制限

所得の審査以外にも年金の支給が制限される場合※¹があります。

- ① 恩給や労災保険の年金等の政令で定められた給付※²を受けられる場合
⇒ ①の場合、障害基礎年金の一部または全部が支給停止になります。
- ② 国内に住所を有しなくなった場合
- ③ 刑事施設等への拘禁、または少年院等に収容されている場合
⇒ ②、③の場合、年金の全額が支給停止になります。

※1：上記①～③に該当した場合及び該当しなくなった場合は、届出が必要です。

※2：政令で定められた下記の法律等に基づく給付が対象になります。

- ・ 恩給法（特別傷病恩給、扶助料を除く）
- ・ 国会議員互助年金法、地方議会議員共済会
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法 等



～こんなときどうする？～

【新規請求①】

令和4年10月に20歳前障害基礎年金の遡及認定日請求を行う場合、何年度の所得証明を提出すればよいですか？



重要
POINT!



受給権発生年月日の翌月分以降が所得審査の対象となります。
例えば、令和元年10月に受給権が発生する場合は、令和元年度から令和4年度の所得証明書の添付が必要ですが、情報連携で確認ができる場合は省略可能です。



～こんなときどうする？～

【新規請求②】

令和4年12月に20歳前障害基礎年金を、5年以上遡及して認定日請求を行う場合、何年度の所得証明を提出すればよいですか？



令和4年12月に障害基礎年金の請求書を受付した場合、情報連携では5年分※しか所得情報が確認できないため、受給権発生後で取得できる一番古い年度から所得証明書の添付が必要になります。

年金が受けられる期間で、市区町村で保存年度が経過したため所得証明書が発行できない場合は、所得証明書が添付できない旨と、年度ごとの所得額（または収入額）の両方を記載した「本人の申立書」を添付してください。



(注) 平成29年から情報提供ネットワークシステムを利用して所得情報の確認ができるようになりましたが、照会できない年度（平成29年度以前）については所得証明書の添付が必要です。

また、令和4年度から5年分（平成30年度まで）は省略が可能ですが、平成29年以前の所得状況が確認できない場合は、所得証明書の添付が必要になります。

4. 20歳前に初診日があり、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合について

「かけはし」第80号より

(1) 概要

障害年金の請求においては、初診日を特定するため、原則として、初診時の医療機関が作成した受診状況等証明書又は診断書の添付が必要です。

一方、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合は、別途の初診日証明書類（第三者証明や参考となる他の資料）をできる限り添付してください。

今回は、20歳前に初診日があり、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合についてご案内します。

(2) 対応方法

以下のいずれかにより、初診日証明書類の添付をお願いします。

障害年金センターでは、提出していただいた書類に基づき、申立の初診日を障害年金の初診日として認められるかどうか判断します。

20歳前に 初診日がある場合

(A) 2番目以降に受診した医療機関が作成した
受診状況等証明書または診断書を用意する

- 詳しくは16ページをご覧ください。

(B) 第三者証明（2通）を用意する

- 詳しくは17ページをご覧ください。

(C) 初診日頃または20歳前の時期に受診した
医療機関の医療従事者による第三者証明
（1通）を用意する

- 詳しくは17ページをご覧ください。

(A) 2番目以降に受診した医療機関が作成した受診状況等証明書または診断書を用意する方法

以下の①及び②を満たしている場合に、2番目以降に受診した医療機関が作成した受診状況等証明書または診断書をご用意いただいた場合は、請求者が申し立てた初診日が認められます。

①2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合

※以下の㊷または㊸が該当します。

㊷2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合

※障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。

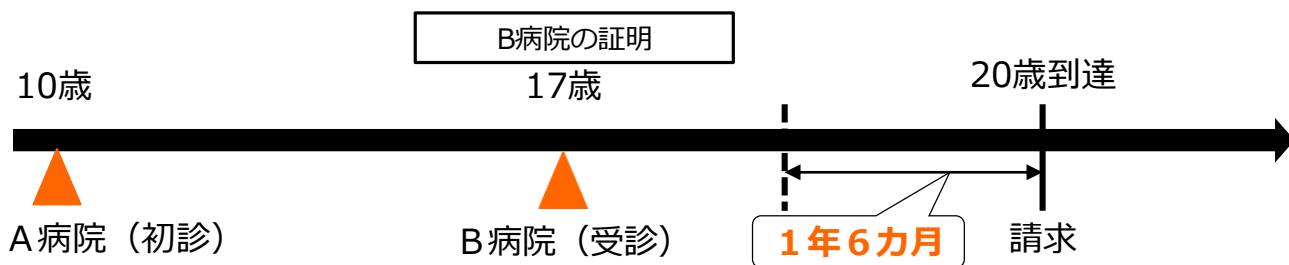
㊸2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月前～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）

※症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

②受診日前に厚生年金の加入期間がない場合

【具体例】

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。（B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合）



※ 以下の①及び②を満たしている場合に、受診状況等証明書が添付できない申立書及び18歳6カ月前の日が交付日として記載されている障害者手帳をご用意いただいた場合も、請求者が申し立てた初診日が認められます。

①障害年金を請求している傷病に関して18歳6カ月前に障害者手帳の交付を受けている場合

②その障害者手帳の交付日前に厚生年金の加入期間がない場合

(注) 20歳前に初診日があって、その初診日が厚生年金加入期間であった場合は、障害厚生年金の支給要件の確認が必要となります。

(B) 第三者証明（2通）を用意する方法

以下の①及び②の資料をご用意ください。

① 受診状況等証明書が添付できない申立書

なお、添付できる参考資料が何もない場合は、受診状況等証明書が添付できない申立書の「添付できる参考資料は何もない」の口に✓をつけてください。

② 初診日に関する第三者証明書（2通）

- ✓ 2名の第三者の方による証明が必要です。
- ✓ 請求者の三親等内の親族の方は、第三者証明を行えません。
- ✓ 第三者証明は、以下の㉞～㉟のいずれかに該当する内容であることが必要です。
 - ㉞ 第三者証明を行う方が、請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの
 - ㉟ 第三者証明を行う方が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃または20歳前の時期に、請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの
 - ㊱ 第三者証明を行う方が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

(C) 初診日頃または20歳前の時期に受診した医療機関の医療従事者による第三者証明（1通）を用意する方法

以下の①及び②の資料をご用意ください。

① 受診状況等証明書が添付できない申立書

なお、添付できる参考資料が何もない場合は、受診状況等証明書が添付できない申立書の「添付できる参考資料は何もない」の口に✓をつけてください。

② 初診日頃または20歳前の時期に受診した医療機関の医療従事者による第三者証明書（1通）

- ✓ 初診日頃または20歳前の時期に請求者が受診した医療機関の担当医師・看護師等の医療従事者が、直接的に見ていた請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を申し立てることが必要です。
- ✓ 1名の医療従事者による証明が必要です。
- ✓ 請求者の三親等内の親族の方は、第三者証明を行えません。

(注) 20歳前に初診日があって、その初診日が厚生年金加入期間であった場合は、障害厚生年金の支給要件の確認が必要となります。